

大阪市高速電気軌道株式会社からの軌道事業の特許申請（中央線の延伸）  
について（2回目）

1. 日 時

令和6年6月18日（火） 10:50～11:00

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 渋谷、木村、浅井、藤澤、増田、廣井、  
水田、近田、藤間

4. 議事概要

- 本件軌道事業の特許申請事案につき、延伸計画の概要及び地元の受け止め並びに建設費・資金計画、需要予測及び収支計画の概要について所管局より説明を聴取した令和6年6月13日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、重要又は異例と判断されるような事情はみあたらないことから、国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案と認定した。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。